

令和３年第１回守山市農業委員会総会議事録

第１回守山市農業委員会総会を市役所東棟３階大会議室において招集する。

令和３年１月８日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

１ 議事日程

- (１) 開会
- (２) 議事録署名委員指名
- (３) 提出議案

議第 １ 号～議第 ４ 号

議第 １ 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定をすることについて

議第 ２ 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議第 ３ 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議第 ４ 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対し

し、許可をすることについて

報告第 1 号～報告第 4 号

報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の報告について

報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の報告について

報告第 3 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

報告第 4 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借解約通知について

2 出席委員は、次のとおりである。

1 北野 豊弘	2 川島 忠文	3 林 茂一
4 石田 達男	5 木村 伊太郎	6 寺田 久重
7 林 善治	8 下村 耕	9 戸田 守晃
10 山本 麻紀代	11 園田 耕三	12 寺田 英子
13 秋山 新治		

3 欠席委員は、0 名です。

4 会議に出席した説明員および書記

説明員	局長	岩井	友宏
書記	主幹	寺田	篤司
書記	指導員	井上	俊明
農政課	主査	西川	孝司

○局 長

それでは、総会に入ります。

委員総数 13 名中 13 名の出席があり出席者数が過半数以上に達しておりますので、令和 3 年第 1 回守山市農業委員会総会は、成立いたしますことをご報告申し上げます。

それでは、会長が開会のご挨拶を申し上げます。

(開会 午後 1 時 57 分)

○議 長

それでは、令和 3 年第 1 回守山市農業委員会総会をこれより開会します。

議事に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本総会の提出案件は、許可案件 3 件、その他案件 1 件、報告案件 4 件の合計 8 件でございます。

ご審議の程よろしくお願い致します。

また、提出案件に対しての現地確認者は、各地区の担当委員および今月の現地確認当番であります●● ●●委員と●● ●●委員に現地確認をして頂きました。

次に、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第18条第2項の規定により、

1 番 北野 豊弘 委員

2 番 川島 忠文 委員 を指名いたします。

○議長 (第7条議題の宣言)

それでは、議題に入ります。議第1号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書記

朗読いたします。議第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定をすることについて

以上です。

○議長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長

ただいま議題となりました議第 1 号につきまして提案理由を農政課よりご説明を申し上げます。

○農政課 西川主査 （第 9 条議案の説明）

それでは、ただいま議題となりました議第 1 号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

農用地利用集積計画案について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、本委員会の決定を求めるものです。

【議案書にもとづいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議第 1 号の提案理由の説明といたします。

○議 長

質疑を行います。質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

2 ページの 3 番の賃借料が 20,000 円と高額なのですが、理由があるのでしょうか。

○農政課 西川主査

はい、申出書に「20,000 円」と記載があるのみです。

○議長

それでは、委員の中に借り受け人の関係者がおられるので、伺います。●●委員、いかがですか。

○●番 ●● ●●委員

借り受け人の法人の組合員の農地は賃借料が「20,000 円」と規定されており、組合員以外の賃借料は「10,000 円」となっているからです。

○議長

よろしいですか。

○●番 ●● ●●委員

はい。

○議長

他に、質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

2 ページの 1 番の借り受け人の経営面積はどのくらいですか。

○農政課 西川主査

すべて借り受けた農地で約 5,600 m²を耕作されております。今回合わせて、約 10,600 m²の耕作面積になります。

○●番 ●● ●●委員

市街地の方であまり聞いたことが無い方ですので、伺いました。

○●番 ●● ●●委員

私が知っている限り、3反ほどは耕作されています。他はわかりませんが。

○議 長

よろしいですか。

○●番 ●● ●●委員

はい。

○議 長

他に、質疑はありませんか。

(第10条発言) 「無し」との声有り

○議 長 (第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を致します。本件は原案のとおり計画の決定をする事に、ご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」との声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は原案のとおり計画の決定をする事に決しました。

○議 長 （第 7 条議題の宣言）

次に、議第 2 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 （第 9 条議案の説明）

ただいま議題となりました議第 2 号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の 2 ページ、位置図の 2 ページからとなります。

これは、農地のままでの権利移動を行うことについての許可案件でございます、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は、1 件でございます。（位置図 P 2）

〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番 2,274 平方メートルです。
地目は登記・現況とも記載のとおり田で、自作地です。

譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん

〇〇歳。 譲受人は、守山市〇〇町〇〇〇〇番地〇 〇〇
〇〇 さん 〇〇歳です。契約内容は売買、事由は事由欄
に記載のとおりです。

譲受人の経営面積は、194.8 アール、通作距離は 3.2 キ
ロメートルです。

この案件につきましては、農地法第 3 条第 2 項第 1 号の
全部効率利用要件につきましては、正当に耕作等を実施さ
れるため該当しません。また、第 2 号の法人要件（農地所
有適格法人以外の法人は農地取得できない）については、
個人であるため適用ありません。

また、第 3 号の信託要件についても該当せず、第 4 号の
農作業常時従事要件については、常時従事であるため該当
せず、第 5 号の下限面積（50 アール）についても、面積
要件を満たしているため、該当しません。このことから、
農地法第 3 条第 2 項各号には該当しませんので許可相当
と考えます。

以上で、議第 2 号の提案理由の説明といたします。

○議長

それでは、質疑入る前に当該地の●●委員から、確認状
況の報告をいただきます。

○●番 ●● ●●委員

譲り渡し人のご家族の体調不良により経営規模の縮小を考慮しておられており、譲受人の方は、以前からこの付近で農園をされており、この在所に交流があるとの話なので、問題は無いと思います。

以上です。

○議長 長

ありがとうございました。

○議長 長

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

この位置図には、点線の四角で囲ったハウスらしいのがあるのですが、ハウスですか。

○●番 ●● ●●委員

ハウスです。

○●番 ●● ●●委員

譲り渡し人の方は、「○」を栽培されていましたが、辞められるのですね。

○●番 ●● ●●委員

そうです。

○議長 長

ハウスともども引き継がれるのですね。

○●番 ●● ●●委員

はい。そうです。

○議長

他に、質疑はありませんか。

(第10条発言) 「無し」との声有り

○議長 (第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を致します。本件は許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」との声有り

○議長

ご異議無しと認めます。よって、本件は許可相当とすることに決しました。

○議長 (第7条議題の宣言)

次に、議第3号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書記

朗読いたします。議第3号 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 （第 9 条議案の説明）

ただいま議題となりました議第 3 号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案書は 3 ページ、位置図は 5 ページからとなります。

これは転用を目的とする権利移動の伴わない案件（自己転用）でございまして、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は 2 件でございます。

1 番目の案件です。（位置図 P 5, 6）

〇〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番 63 平方メートル、同じく〇〇〇 〇〇〇〇番 32 平方メートルで、それぞれ登記地目は畑、現況は宅地となっております。

申請人は、野洲市〇 〇〇〇番地 〇〇 〇 さん 〇〇歳で、申請人が土地を取得した時期および原因は記載のとおり相続で、事由は住宅です。備考欄に記載のとおり、昭和 39 年から作業所、住宅を建築されている無断転用の是正案件です。〇〇〇町地区計画区域内であります。

立地基準の判断については、第 2 種農地で市街地化が見

込まれる区域内で、相当数の街区を形成しており、住宅公共施設等が連たんした区域に近接していることから、許可相当と考えます。一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第4条第6項に該当しないため、許可相当と考えます。

2番目の案件です。(位置図 P 7, 8)

〇〇町 〇〇 〇〇〇番〇 185 平方メートルで、登記地目は田、現況は宅地となっております。

申請人は、草津市〇〇 〇丁目〇〇番〇〇号 〇〇〇〇 〇〇〇号 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳で、申請人が土地を取得した時期および原因は記載のとおり相続で、事由は住宅です。備考欄に記載のとおり、平成5年に住宅を建築されている 無断転用の是正案件です。前回先月の総会でご承認いただきました同じ申請人の案件の隣接地となっております。

立地基準の判断については、第3種農地で市街地化した区域内の農地で、水管等が2種類以上埋設する道路の沿道で、おおむね500メートル以内に2以上の公共施設（〇〇小学校、〇〇こども園）があることから許可相当と考えます。また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問

題はなく農地法第4条第6項に該当しないため、許可相当と考えます。

以上で、議第3号の提案理由の説明といたします。

○議長

それでは、質疑入る前に当該地の担当委員から、確認状況の報告をいただきます。

まず、1番の案件を●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

現状はすでに宅地になっています。相続を受けられたことにより「無断転用」とわかりましたので、今回是正されるものです。また、開発許可による住宅建設になりますので、問題は無いと思います。

よろしくお願いします。

○議長

続いて、2番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

当該地は、前月、譲り受け人が許可を受けた隣地になります。その先月の申請の際に、今回の当該地が無断転用であるとの指摘を受けられたので、是正措置として申請されたものです。

以上です。

○議長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足すること
はございませんか（●● ●●委員、●● ●●委員）。

○当番委員（●● ●●委員）

12月25日に、●●委員、事務局の4人で現地確認いた
しました。

2つの案件とも無断転用ではありますが、周囲に影響もな
く問題無いと思われます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

○議長

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

2番の案件の申請人は、市外に住まわれていますが、こ
の申請地には、どなたかが住まわれていると理解してい
いのですか。

○●番 ●● ●●委員

10年ほど前に相続を受けられましたが、他市に住まい
されており、当地には親族の方が住まいされているよう
です。

○議 長

他に、質疑はありませんか。

(第 10 条発言) 「無し」との声有り

○議 長 (第 17 条第 2 項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を致します。本件は許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(第 10 条発言) 「異議無し」との声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は許可相当とすることに決しました。

○議 長 (第 7 条議題の宣言)

次に、議第 4 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて

以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 （第9条議案の説明）

ただいま議題となりました議第4号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案書は4ページ、位置図は11ページからとなります。

これは転用を目的とする権利の設定・移転の案件でございます。本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は2件でございます。

1番目の案件です。(位置図P21、22)

〇〇〇町 〇〇〇 〇〇番〇 333平方メートル、同じく〇〇〇 〇〇番〇 397平方メートル、同じく〇〇〇 〇〇番〇 654平方メートルで、譲渡人は守山市〇〇〇町 〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。

次に、同じく〇〇〇 〇〇番〇 284平方メートル、同じく〇〇〇 〇〇番 900平方メートル、同じく〇〇〇 〇〇番〇 33平方メートルで、譲渡人は、〇〇〇町〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。いずれも地目は記載のとおりで、土地を取得した時期および原因はそれぞれ相続です。

これらの土地の譲受人は、大津市〇〇 〇丁目〇番〇号 株式会社 〇〇 代表取締役 〇〇 〇さんです。

契約内容は売買、事由は分譲住宅となっています。備考欄に記載のとおり、〇〇〇町地区計画区域内で、開発許可に該当します。

立地基準の判断については、第2種農地で市街地化が見込まれる区域内で、相当数の街区を形成しており、住宅公共施設等が連たんした区域に近接していることから、許可相当と考えます。一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項に該当しないため、許可相当と考えます。

2番目の案件です。(位置図P23、24)

〇〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番〇 427平方メートル、同じく〇〇〇 〇〇〇〇番 464平方メートルで、地目はそれぞれ記載のとおりです。

貸人は、〇〇〇町〇〇〇〇番地の〇 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。借人は、〇〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇〇〇〇 〇 〇〇〇号室 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳と、〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。

貸人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおり相続で、契約内容は使用貸借、事由は専用住宅と倉庫です。備考欄に記載のとおり、〇〇〇〇番においては倉庫を建築

済みの無断転用の是正案件です。〇〇〇町地区計画区域内で、開発許可に該当します。

立地基準の判断については、第3種農地で市街地化した区域内の農地で、水管等が2種類以上埋設する道路の沿道で、おおむね500メートル以内に2以上の公共施設（〇〇小学校、〇〇こども園）があることから許可相当と考えます。一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項に該当しないため、許可相当と考えます。

以上で、議第4号の提案理由の説明といたします。

○議長

それでは、質疑入る前に当該地の担当委員から、確認状況の報告をいただきます。

まず、1番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

当該地は、3年ほど前から地区計画により開発が進んでいるところです。道路は広げられており周辺に農地は残りませんので問題は無いと思います。

よろしくをお願いします。

○議長

続いて、2番の案件を●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

当該地は無断転用の是正案件になりますが、譲り渡し人の子供さんが住宅を建て住まいされるのに戻ってこられるので、問題は無いと思います。

よろしくお願いします。

○議長 長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足することはありませんか（●● ●●委員、●● ●●委員）。

○当番委員（●● ●●委員）

先月の25日に、●● ●●委員、事務局とで現地を確認しました。各地区担当委員の説明のとおりであります。以上です。

○議長 長

ありがとうございました。

○議長 長

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（第10条発言） 「無し」との声有り

○議長 長 （第17条第2項簡易採決）

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を致します。本件は許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(第 10 条発言) 「異議無し」との声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は許可相当とすることに決しました。

○議 長

次に、報告事項に入ります。

報告第 1 号から報告第 4 号までを、一括して書記に報告いたさせます。

○書 記

報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による
届出の報告について

1 件の届出です。内容については記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による
届出の報告について

4 件の届出です。内容については記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

報告第 3 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の報告について

2 件の届出です。内容については記載のとおりです。

報告第 4 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借解約通知について

4 件の届出です。内容については記載のとおりです。

以上です。

○議 長

ご苦労様でした。以上で報告を終わります。

報告ですが、何かありませんか。

===== 無しの声あり =====

○議 長

これを持って、本日の議事日程及び本総会に付議された案件の審議は全て、終了いたしました。

各議案について、慎重にご審議を賜り、ここに無事終了致しましたことを、心からお礼申し上げます。

これにて、総会を閉会致します。

(閉会 午後 2 時 4 5 分)

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、この議事録を作成した。

令和 3 年 1 月 19 日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

守山市農業委員会総会会議規則第 18 条の規定により下記に署名する。

1 番

2 番